

一般社団法人東京都北区サッカー協会 委員会の組織・運営に関する規程

第1章 常設委員会

(名称・数とその増減)

第1条 常設委員会は、社会人、シニア、少年少女、ユース、女子、フットサル、審判の7つとします。

- 2 常設委員会を新設する、解散する、統合する、分割する場合は、理事会の決議によっておこない、第1条第1項を改正します。

(運営と事業)

第2条 常設委員会の運営は、それぞれの委員会内部規約等によっておこないますが、事業計画・事業報告は、一般社団法人東京都北区サッカー協会(以下、この法人という)の定期総会で承認を得なければならず、事業の内容は、定例の理事会で報告されなければなりません。

(会計)

第3条 常設委員会の会計は、それぞれの委員会内部規約等によっておこないますが、勘定項目は、全ての委員会で揃え、合算して全体会計に統合します。また領収書類は、法人本部会計が10年間保管するものとします。

(委員長)

第4条 各常設委員会には、各々1名の委員長を置かなければなりません。委員長の選出方法はそれぞれの委員会内部規約等によりますが、第1条第2項の場合は、理事会の決議によっておこないます。

- 2 委員長は、理事会承認を経て会長が任命することとします。

(入会審査と承認)

第5条 競技団体の入会審査は、理事会に代わって各常設委員会がおこないますが、入会の承認は会長がおこないます。

(役員の推薦)

第6条 各常設委員会は、協会役員改選時には、その規模に応じた人数の法人役員候補者を理事会に対して推薦することとします。

(内部規約等)

第7条 各常設委員会の内部規約等は、これまでの歴史と各常設委員会の実情を反映したものとして尊重されなくてはなりませんが、この法人の定款および諸規程との間に齟齬が生じた場合や、各常設委員会内で処理できない問題が生じたときは、理事会で協議し、善処の上、必要があれば内部規約等を改正するものとします。

- 2 第1条第2項の場合、内部規約等は理事会が作成します。

第2章 非常設委員会

(設置)

第8条 理事会は、その必要が生じたときに、理事会決議によって目的に応じた非常設の委員会を設置することができます。

(運営)

第9条 非常設委員会の委員の人選および運営方法や権限の範囲はその都度理事会が定め、業務終了後は速やかに解散します。

(委員長)

第10条 非常設委員会の委員長は理事会決議を経て、会長が任命します。

(経費)

第11条 非常設委員会の経費は、法人本部会計から支弁します。

第3章 規律・裁定委員会

(設置)

第12条 この法人に関わる暴力・パワハラ・セクハラなどの事案や重大な紛争および定款に定める除名処分の可能性を含む事案が生じた場合、会長もしくは理事会は、ただちに規律・裁定委員会を設置して、事案を調査し対応を検討することとします。

(業務)

第13条 規律・裁定委員会は、重大な事案を素早く慎重に調査し、会長と理事会に対してその対応を助言することとします。

(人選)

第14条 規律・裁定委員会の委員の人選は理事会がおこない、委員長は会長が任命します。

- 2 人選にあたり、事案の内容によっては、法人外部の有識者を人選する場合もあります。

(経費)

第15条 規律・裁定委員会の経費は、法人本部会計から支弁します。